

総基料第492号  
平成13年12月27日

東日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 井上 秀一 殿

総務省 総合通信基盤局長  
鍋倉 真

コロケーション及び光ファイバの保留期間の変更等に関して  
講ずべき措置について

(平成13年12月21日総基料第483号関連)

コロケーション及び光ファイバの保留期間の変更等に関しては、平成13年12月21日に情報通信審議会から所要の接続約款の変更に関して答申があったところ、同時に別添のとおり、講じられるよう配慮すべき措置が指摘されている。これについては、下記のとおり貴社において適切な措置を講ずると共に、その講じた内容を早急に報告されたい。

記

- 1 貴社において、他事業者からのコロケーションの申込みに対する空き場所等の保留に関して、そのキャンセルの場合のペナルティの設定、その申込数の上限の設定等、今後どのようなルールを適用するかについて、具体的な方向について至急検討した上で、結論を得たものから順次速やかに総務省に報告すること。その際、特に、申込みに対応して貴社が設備投資を行った後に、申込みのキャンセルがなされた場合に、当該投資のリスクを誰が負担するかについて、及び他事業者の保留分の見直し等により生じたリソースの配分方法についても併せて検討すること
- 2 貴社において、情報開示に関し、次の措置を採ること。
  - (1) ホームページ上で開示しているコロケーションの空き状況や中継系光ファイバの提供可能区間に関する情報等について、4週間程度を目途に更新していくこと。さらに、特にリソースが枯渇するおそれのあるビルを中心に、より頻繁に更新を行っていくこと
  - (2) 情報開示項目について、他事業者からの意見を踏まえつつ、可能な限り項目追加を行い、電力設備に係る情報についてホームページ上で開示することを早急に検討し報告すること
- 3 貴社において、貴社保留分の見直しを直ちに行うとともに、利用見込みのない設備の撤去や1架当たりの收容回線数の効率化等の措置を講じること。

(答 申)

平成13年10月31日付け諮問第1045号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

1. (略)

2. なお、総務省において、今後、次の措置が講じられるよう配慮することを要望する。

(1) (略)

(2) NTT東日本・西日本において、キャンセルの場合のペナルティ、申込数の上限の設定等、今後どのようなルールを適用するかについて、具体的な方向について至急検討した上で、結論を得たものから順次速やかに総務省に報告すること。その際、特に、申込みに対応してNTT東日本・西日本が設備投資を行った後に、申込みのキャンセルがなされた場合に、当該投資のリスクを誰が負担するかについて、及び他事業者の保留分見直し等により生じたリソースの配分方法についても併せて検討すること。

(3) NTT東日本・西日本において、情報開示に関し、次の措置を採ること。

- ① ホームページ上で開示しているコロケーションの空き状況や中継系光ファイバの提供可能区間に関する情報等について、4週間程度を目途に更新していくこと。さらに、特にリソースが枯渇するおそれのあるビルを中心に、より頻繁に更新を行っていくこと。
- ② 情報開示項目について、他事業者からの意見を踏まえつつ、可能な限り項目追加を行い、電力設備に係る情報についてホームページ上で開示することを早急に検討し報告すること。

3. (略)